

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年2月4日から令和8年2月19日まで一般の縦覧に供します。

令和8年2月4日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

旧・新 別	路線名	区間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	鶴見溝ノ口	川崎市高津区下作延2丁目19番1先 川崎市高津区溝口2丁目247番2先	7.00～ 26.40	190.97	
新	鶴見溝ノ口	川崎市高津区下作延2丁目19番1先 川崎市高津区溝口2丁目247番2先	25.00～ 33.04	190.97	関係図面 のとおり